



鳥取県公報

令和3年4月20日（火）
第9293号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の徴収事務の委託（215）（資産活用推進課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（216）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（217）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（3件）（218～220）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 3
	県営土地改良事業計画の決定（221）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	基本測量の実施（222）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	基本測量の終了（223）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の実施（224）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の終了（2件）（225・226）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（2件）（227・228）（西部総合事務所農林局）・・・・ 5
	指定代理納付者の指定（229）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託した寄附金	委託期間
株式会社さとふる	インターネットを利用して徴収するふるさと納税に係る寄附金	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
株式会社トラストバンク	〃	〃
READYFOR株式会社	〃	〃
楽天グループ株式会社	〃	〃

鳥取県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	社会福祉法人地域でくらす会グループホーム井上さん家	米子市富益町4564-5	認知症対応型共同生活介護	令和3年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	社会福祉法人地域でくらす会グループホーム井上さん家	米子市富益町4564-5	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年3月31日

鳥取県告示第217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和元年11月1日ほか
- 5 届出年月日
令和3年4月2日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年4月20日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村建設産業課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を令和3年4月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を令和3年4月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を令和3年4月12日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業 古海第2地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月20日から同年5月10日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

鳥取県告示第223号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域 県内全域
- 3 終了年月日 令和3年3月24日

鳥取県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）
- 2 作業期間 令和3年4月14日から同年8月31日まで
- 3 作業地域 日野川水系直轄管理区間（米子市並びに西伯郡日吉津村、南部町及び伯耆町）

鳥取県告示第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域 倉吉市の一部、八頭郡若桜町、東伯郡琴浦町並びに西伯郡大山町及び南部町

3 終了年月日 令和3年3月10日

鳥取県告示第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町（航空レーザ測量）
西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡江府町（空中写真測量）
- 3 終了年月日 令和3年3月31日

鳥取県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理事	小林 利夫	米子市大袋342-3
	江原 薫	米子市青木592
	長谷川 禎信	米子市青木510
	松浦 顯夫	米子市青木984
	岩崎 進	米子市榎原747
	岩指 美雄	米子市榎原790-1
	深田 尚巳	米子市榎原1444
	山本 健司	米子市榎原386
	吉本 栄	米子市橋本227
	乗本 幸智	米子市橋本316
	乗本 弘二	米子市橋本302
監事	谷本 健二	米子市青木892
	高田 恭一	米子市榎原1438-2
	牧山 公一	米子市榎原313
	加藤 修	米子市橋本311

令和3年3月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	小林 利夫	米子市大袋342-3
	江原 薫	米子市青木592
	長谷川 禎信	米子市青木510
	松浦 顯夫	米子市青木984
	岩崎 進	米子市榎原747
	岩指 美雄	米子市榎原790-1
	高田 恭一	米子市榎原1438-2
	山本 健司	米子市榎原386

// 吉 本 栄 米子市橋本227
 // 乗 本 幸 智 米子市橋本316
 // 乗 本 弘 二 米子市橋本302
 監 事 谷 本 健 二 米子市青木892
 // 牧 山 公 一 米子市榎原313
 // 山 川 博 文 米子市橋本202
 // 武 本 和 之 米子市上安曇536
 令和3年3月21日就任 任期4年

鳥取県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 村 隆 西伯郡伯耆町上細見308-2
 // 石 崎 均 西伯郡伯耆町立岩326
 // 仲 田 良 文 西伯郡伯耆町吉定125
 // 有 木 英 昭 西伯郡伯耆町吉定58
 // 野 坂 賢 一 西伯郡伯耆町岸本208
 // 仲 田 正 人 西伯郡伯耆町押口46
 // 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
 // 野 坂 次 雄 米子市石州府448
 // 船 寄 隆 米子市福万266
 // 福 島 公 明 米子市福万183
 // 中 本 高 夫 米子市尾高1121-1
 // 松 村 博 隆 米子市尾高1189
 令和3年4月18日退任
 監 事 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
 令和3年3月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 平 西伯郡伯耆町上細見368
 // 石 崎 賢 西伯郡伯耆町立岩71-1
 // 小 澤 尚 之 西伯郡伯耆町吉定421
 // 高 松 裕 一 西伯郡伯耆町吉定832-5
 // 野 坂 義 則 西伯郡伯耆町吉長13-6
 // 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160-2
 // 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
 // 中 本 幸 延 米子市石州府444
 // 船 寄 隆 米子市福万266
 // 福 島 公 明 米子市福万183
 // 中 本 高 夫 米子市尾高1121-1
 // 松 村 博 隆 米子市尾高1189
 令和3年4月19日就任 任期4年

監 事 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
 令和3年3月22日就任 任期 令和6年4月30日まで

鳥取県告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和3年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	インターネットを利用して納付する自動車税（種別割）本税	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24-12	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄附金	〃
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9-2	〃	〃
READYFOR株式会社	東京都千代田区麴町一丁目12-1	〃	〃
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14-1	〃	〃
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	〃	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

令和3年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年4月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年4月20日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査について
 - (2) その他